

○厚生労働省告示第百七十一号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号及び別表19の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示を次のように定め、令和元年十一月十九日から適用する。

令和元年十一月十八日

厚生労働大臣 加藤 勝信

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示

（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部改正）

第一条 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後							改 正 前							
番号	疾患 コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード	番号	疾患 コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード	
(略)							(略)							
3888から 3898まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	3888から 3898まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
					なし	ペンダムスチン塩酸塩、アテムツズマブ、イフルチニブ、ペネトクラクス、オファツムマブ、ダサチニブ水和物、ボスチニブ水和物、ニロチニブ塩酸塩水和物、イマチニブメシル酸塩、化学療法、放射線療法、J038 (4に限る。)、G005、J045なし							なし	ペンダムスチン塩酸塩、アテムツズマブ、イフルチニブ、オファツムマブ、ダサチニブ水和物、ボスチニブ水和物、ニロチニブ塩酸塩水和物、イマチニブメシル酸塩、化学療法、放射線療法、J038 (4に限る。)、G005、J045なし
					(略)	(略)							(略)	(略)
					5あり	ペンダムスチン塩酸塩、アテムツズマブ、イフルチニブ、ペネトクラクス、オファツムマブ							5あり	ペンダムスチン塩酸塩、アテムツズマブ、イフルチニブ、オファツムマブ
(略)							(略)							

（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部改正）

第二条 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第四百十号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

別表

	薬剤	番号
(略)		
8	パクリタキセル（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成29年8月25日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2549、2550、2562、 2563及び2575
	パクリタキセル（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和元年9月20日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3271及び3290
(略)		
11	グレカプレビル水和物／ピブレンタスビル（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成29年9月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2913から2915まで
	グレカプレビル水和物／ピブレンタスビル（当該薬剤の添付文書において記載された用法又は用量（令和元年8月22日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2913から2915まで
(略)		
13	ベリムマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成29年9月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3175、3176及び3182
	ベリムマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和元年9月20日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3175、3176及び3182

改正前

別表

	薬剤	番号
(略)		
8	パクリタキセル（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成29年8月25日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2549、2550、2562、 2563及び2575
(略)		
11	グレカプレビル水和物／ピブレンタスビル（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成29年9月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2913から2915まで
(略)		
13	ベリムマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成29年9月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3175、3176及び3182

	<u>ダラツムマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成29年9月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u>	<u>3877、3885及び3886</u>
14	<u>ダラツムマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和元年8月22日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u>	<u>3877、3885及び3886</u>
(略)		
70	<u>ボルテゾミブ（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成30年3月23日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u>	<u>3858及び3870</u>
	<u>ボルテゾミブ（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和元年8月22日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u>	<u>3877、3885及び3886</u>
(略)		
73	<u>トリフルリジン／チピラシル塩酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（令和元年8月22日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u>	<u>2546から2548まで、 2559、2560、2571、 2574、2581及び2584</u>
74	<u>エベロリムス（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和元年8月22日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u>	<u>3245から3247まで</u>
75	<u>ベネトクラクス（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和元年9月20日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u>	<u>3852、3865及び3866</u>
76	<u>グロスマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和元年9月20日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u>	<u>3207及び3208</u>

		<u>ダラツムマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成29年9月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u>	<u>3877、3885及び3886</u>
14		<u>ダラツムマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成29年9月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u>	<u>3877、3885及び3886</u>
(略)			
70		<u>ボルテゾミブ（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成30年3月23日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u>	<u>3858及び3870</u>
(略)			
(新設)	(新設)		(新設)

77	ネシツムマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和元年6月18日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1965から1968まで、 1970、1971、1976から 1982まで、1987から 1989まで、1991及び 1992
78	トラフェルミン（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和元年9月20日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1936から1939まで、 1942から1944まで及び 4131

(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)